

副管理者の職務について
(協議項目 4-1「管理者、副管理者の選任について」関係)

－ 幹事会からの付議事項 －

1 概要

(1) ごみ処理広域化協議会での決定事項

第9回協議会（R4.10.27）において、以下のことが決定している。

- 組合に管理者1人、副管理者7人を置く。
- ・管理者は、弘前市長をもって充てる。
 - ・副管理者は、弘前市長を除く構成市町村長をもって充てる。

(2) 細部調整項目

このことに基づき、細部調整項目として以下2点の検討を要する。

①管理者の職務を代理する副管理者の順序について

管理者に事故等があったときの職務代理について、副管理者が複数人となることから職務代理の順序を定めるか、定める場合はその順序について検討する必要がある。

②正副管理者会議の設置について

弘前市長を除く構成市町村長が副管理者となることを受け、管理者及び副管理者による意思決定機関として正副管理者会議を設置するか検討する必要がある。

2 細部調整項目の協議

(1) 管理者の職務を代理する副管理者の順序について

地方自治法（抜粋）

[長の職務の代理]

第152条 普通地方公共団体の長に事故があるとき、又は長が欠けたときは、副知事又は副市長村長がその職務を代理する。この場合において副知事又は副市町村長が二人以上あるときは、あらかじめ当該普通地方公共団体の長が定めた順序、又はその定めがないときは席次の上下により、席次の上下が明らかでないときは年齢の多少により、年齢が同じであるときはくじにより定めた順序で、その職務を代理する。

①両組合の現状

区分	内容
弘前地区環境 整備事務組合	●副管理者の選任方法 1人とし、弘前市副市長をもって充てる。
	●職務代理の順序 副管理者が1人であることから、順序の定めは無い。
黒石地区清掃 施設組合	●副管理者の選任方法 4人とし、管理者を除く関係市町村長をもって充てる。
	●職務代理の順序 慣例により市町村長としての在任期間が長い順序とし、告示により通知。

(参考) 津軽広域連合及び弘前地区消防事務組合の現状

区分	内容
津軽広域連合	●副広域連合長の選任方法 7人とし、広域連合長を除く関係市町村長をもって充てる。
	●職務代理の順序 連合規約に掲げる関係市町村の順序 ^{※1} とし、規則に規定。
弘前地区消防事務組合	●副管理者の選任方法 7人とし、管理者を除く関係市町村長をもって充てる。
	●職務代理の順序 組合規約に掲げる関係市町村の順序 ^{※1} とし、規則に規定。

(※1) 津軽広域連合及び弘前地区消防事務組合とも、「規約に掲げる関係市町村の順序」は規約制定時の各市町村の人口順としている。

②協議にあたっての検討事項

- ・地方自治法第152条の規定に基づき、あらかじめ職務代理の順序を定めるかどうか。なお、定めない場合は必要が生じた際に席次の上下などにより運用することとなる。
- ・順序を定める場合、他組合の定め方を参考としてどういった順序とするべきか。

③事務局案

- ・仮に管理者に事故等があったとき、事務執行体制を混乱なく、かつ速やかに再構築することが最優先であることから、地方自治法第152条の規定に基づきあらかじめ職務代理の順序を規則で定めることとしたい。
- ・上記の考え方に基づくのであれば、順序の定め方に関しても時期によって変動しない持続的な体制を構築することが望ましい。したがって、津軽広域連合及び消防事務組合の運用に倣い、組合規約に掲げる関係市町村の順序^{※2}によることとしたい。

(※2) 現段階では令和2年度の国勢調査人口の順序によることを想定しているが、組合規約に関する協議は令和6年度中を想定しているため、他に適切な順序が採用されることも想定される。職務代理の順序に関しては、現在事務局が想定している人口順に拘るのではなく、協議で決定した「組合規約に掲げる関係市町村の順序」に合わせることを望ましいものと思料。したがって、事務局案には具体的な順序の内容ではなく、組合規約に準じることのみを規定したい。

事務局案

管理者の職務を代理する副管理者の順序は、組合規約に掲げる関係市町村の順序とすることを規則で定める。

(2) 正副管理者会議の設置について

①両組合の現状

区分	内容
弘前地区環境整備事務組合	●正副管理者会議の設置状況 正副管理者会議を設置していない。(管理者が弘前市長、副管理者が弘前市副市長であることから、会議を設置せずとも意思形成が可能。)
黒石地区清掃施設組合	●正副管理者会議の設置状況 設置しているが、規則等による裏付けは無い。 議会提出議案や重要施策の方針決定などについて付議。

(参考) 津軽広域連合及び弘前地区消防事務組合の現状

区分	内容
津軽広域連合	●正副連合長会議の設置状況 津軽広域連合正副連合長会議規則に基づき設置。 (付議事項) (1)広域連合行政運営に関する基本方針及びこれに係る業務執行計画に関する事項 (2)重要施策の策定に関する事項 (3)予算編成に関する事項 (4)議会の議決事件に関する事項 (5)その他広域連合長が必要と認める事項
弘前地区消防事務組合	●正副管理者会議の設置状況 弘前地区消防事務組合正副管理者会議規則に基づき設置。 (付議事項) (1)組合の事業基本計画に関する事項 (2)重要施策の策定に関する事項 (3)予算編成に関する事項 (4)議会の提出議案に関する事項 (5)その他、管理者が必要と定める事項

②協議にあたっての検討事項

- ・管理者及び副管理者による意思決定機関として、正副管理者会議を設置するかどうか。
なお、設置しない場合はそれに代わる意思決定プロセスを検討する必要がある。

③事務局案

- ・副管理者が複数人となることから、管理者及び副管理者が協議し方針を決定する場を設けることは、意思形成を効率的にするだけでなく、公平性・透明性の確保にも寄与するものであると考える。したがって、広域化後は正副管理者会議を設置することとしたい。
- ・正副管理者会議の設置にあたっては、意思決定機関としての根拠を明確にするために、規則により設置を定めることとする。

事務局案

管理者及び副管理者による意思決定機関として、正副管理者会議を設置することを規則で定める。

④その他

正副管理者会議の設置に伴い、広域化後の重要案件は会議に提案し方針を協議いただくこととなる。一方で、正副管理者会議での協議に馴染まない事務的な案件に関しては、現在の津軽広域連合及び消防事務組合の運用に倣い、管理者の決裁により遂行することとしたい。

なお、決裁の時点で管理者に事故等があり不在の際は、(1)で定めた順序に基づき職務を代理することとなる副管理者がその事務を代決する。

以 上